

子供の読書活動推進に関する有識者会議

論点まとめ（案）

※第4回会議からの変更反映版

平成 29 年〇月

子供の読書活動推進に関する有識者会議

子供の読書活動推進に関する有識者会議

論点まとめ（案）

—目次—

はじめに

第1章 子供の読書活動に係る現状と課題

第2章 課題の分析と取組の方向性

第3章 具体的な取組

1. 国，都道府県，市町村の役割
2. 発達段階に応じた取組について
3. 子供の読書への関心を高める取組について
4. 民間団体の活動に対する支援について
5. 普及啓発活動について

はじめに

子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要である。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号。以下「推進法」という。）第 8 条第 1 項では、国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定することとされている。これに基づき政府は、平成 14 年 8 月に最初の基本計画を定め、その後、平成 20 年 3 月には第二次基本計画、平成 25 年 5 月には第三次基本計画を定めて子供の読書活動を推進してきた。

平成 29 年度は第三次基本計画策定から 5 年目の年であり、次期基本計画の策定に向けて検討を行う時期を迎えていることを踏まえ、第三次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証し、次期基本計画が、我が国における子供の読書活動の推進に一層意義のあるものになるよう、子供の読書活動推進に関する有識者会議（以下「本会議」という。）においてその更なる推進方策について検討を行ったものである。

第1章 子供の読書活動に係る現状と課題

- 近年，生産年齢人口の減少，グローバル化の進展や絶え間ない技術革新により，社会構造や雇用環境は大きく，また急速に変化し，予測が困難な時代になっており，子供たちが様々な変化に積極的に向き合い，他者と協働して課題を解決していくことや，様々な情報を見極め新たな価値につなげていくこと，複雑な状況変化の中で目的を再構築できるようにすることが求められている。
- 一方，情報通信技術（ICT）を利用する時間は増加傾向にあるが，あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で，視覚的な情報と言葉の結びつきが希薄になり，知覚した情報の意味を吟味したり，文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているのではないかとの指摘もある。
- このような状況にあって，読書活動は，自己の考えを形成し表現したりする力や情報を適切に収集・選択・活用する技能を育成することにつながるものであり，その重要性が高まっていると考えられる。
- また，このような時代背景に対応するため，現在学習指導要領等の改訂や高大接続改革が行われており，読書活動を推進することは「確かな学力」を育むことに資するものと考えられる。
- 第三次基本計画においては，子供の不読率（1か月に一冊も本を読まない子供の割合であり，平成24年度には小学生4.5%，中学生は16.4%，高校生は53.2%であった。）をおおむね5年後に小学生3%以下，中学生12%以下，高校生40%以下とし，10年間で半減させる（平成34年度に小学生2%以下，中学生8%以下，高校生26%以下とする）ことを目標としていた。
- 平成29年度に行われた公益社団法人全国学校図書館協議会及び株式会社毎日新聞社の学校読書調査によると，1か月間に一冊も本を読まなかった「不読者」の割合（不読率）は小学生5.6%，中学生15.0%，高校生50.4%であり，高校生の不読率については，改善傾向にあるものの，目標達成には遠い状況である。
- 第四次基本計画の策定に当たっては，このような読書活動を取り巻く情勢の変化や子供の読書活動の状況を踏まえ，一層子供の読書活動の効果的な推進が求められる。

第2章 課題の分析と取組の方向性

- 子供は、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになる。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度が培われる。
- このような読書で培われる力を育むためには、子供自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するとともに、そのための環境作りに努める必要がある。その際には、乳幼児期からの子供の発達段階や、読書を取り巻く環境の変化に留意する必要がある。
- 子供の読書活動の状況を示す一つの指標である子供の不読率について見ると、これまで乳幼児期から中学生期までの子供については、各地域で様々な読書活動の推進に関する取組が行われてきたこともあり、小学生と中学生の不読率は中長期的に改善傾向にあるものの、前述のとおり、高校生の不読率は依然として高い状況にある。
- 文部科学省の子供の読書活動の推進等に関する調査研究によると、読書を行っていない高校生は、中学生までに読書習慣が形成されていない者と、高校生になって読書の関心度合いが低くなり本から遠ざかっている者に大別されると考えられる。
- このような現状を改善するために、前者には発達段階に応じて読書し読書を好きになる、つまり読書習慣の形成を一層効果的に図る必要がある、後者には読書の関心度合いが上がるような取組を推進する必要がある。
- 前者については、子供が発達段階に応じて読書習慣を身に付けることができるよう、乳幼児期からの読書活動が重要であることを踏まえつつ、後述の発達段階ごとの特徴を考慮した効果的な取組を実施することが重要である。
- 後者について、ベネッセ教育総合研究所の高校生の生活時間に関する調査によれば、学習する時間やメディアを利用する時間が放課後の時間の多くを占めていることに鑑みると、多忙の中でも読書をするきっかけを作り出す必要がある。高校生の時期の子供は、友人等同世代の者から受ける影響が大きいと言われており、友人等からの働き掛けが読書に関心を持つようなきっかけとなり得ると考えられる。具体的には、子供同士で本を紹介したり話合

いや批評をしたりする活動が有効であると考えられる。

- 都道府県や市町村においては、このような方向性を踏まえつつ、子供の読書活動の推進が家庭，地域，学校等を通じた社会全体で取り組まれるよう，必要に応じて推進計画等の見直しを行うとともに，必要な推進体制の整備が行われることが望まれる。加えて，子供の読書活動に関する理解や関心を高めるとともに，子供が読書に親しむ様々な機会を提供するなど，子供の自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している民間団体の活動に対する支援が行われるとともに，優良事例の紹介等の普及啓発活動が行われることが重要である。
- 第四次基本計画においても，国においては第1章及び第3章1で述べる第三次基本計画における数値目標を引き続き設定し，その達成に向けた取組を行うことが重要である。

第3章 具体的な取組

1. 国，都道府県，市町村の役割

- 第2章で述べたように，都道府県や市町村における推進体制を整備することは重要である。
- 第三次基本計画においては，「市町村子ども読書活動推進計画」（以下「市町村推進計画」という。）の策定率を第三次基本計画期間中に市100%，町村70%以上とすることを目標としていた。
- 「平成28年度都道府県及び市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況に関する調査」（文部科学省）によると，市町村推進計画の策定率（平成28年度末）は，市88.6%，町村63.6%であり，とりわけ町村の策定率が低いことから，この策定を促す必要がある。
- 発達段階に応じて子供の読書活動を推進するに当たっては，子供や保護者に最も近い立場にある市町村の役割が重要である。
- 市町村推進計画未策定の市町村においては，この策定が行われることが重要であるが，市町村推進計画未策定の市町村にアンケートを行ったところ，未策定の理由として「（市町村推進計画を策定し，これに基づき取組を推進する）人材が不足している」，「図書館を設置していない」という点を挙げるところが多く，後述する都道府県の支援や助言も必要とされている。
- 市町村推進計画を既に策定している市町村においても，推進計画で設けられた目標の達成度や行われた取組の効果について点検及び評価を行い，適切な推進が図られるよう努めるとともに，必要に応じて推進計画の見直しを行うことも重要である。
- 市町村推進計画に基づいて効果的な取組が一層推進されることが重要であるが，これに当たっては，教育委員会のみならず福祉部局等の他の部局や，学校，図書館，民間団体，民間企業といった関係者が連携，協力し，横断的な取組が行われることが重要である。
- 都道府県は，市町村の読書計画の推進に当たって図書 of 長期貸出し等都道府県立図書館からの支援を行うとともに，他の市町村の取組事例の紹介や域内の市町村や民間団体が連携して読書活動を推進するための助言等を行うべきである。特に，課題となっている高校生期の子供を対象とした取組については，多数の高等学校を所管する立場から，市町村と連携しつつ，取組を推進することが重要である。

- 都道府県では前述の市町村と同様に，推進計画で設けられた目標の達成度や行われた取組の効果について点検及び評価を行い，適切な推進が図られるよう努めるとともに，必要に応じて推進計画の見直しを行うことも重要である。また，教育委員会のみならず福祉部局等の他の部局や，学校，図書館，民間団体，民間企業といった関係者が連携，協力し，横断的な取組が行われることが重要である。
- 国は，都道府県に対し，都道府県が市町村を支援するに当たって国の政策の方向性，調査研究等により得られた必要な情報（司書教諭，学校司書の配置状況等の読書に関する現状のデータ，市町村の取組の優良事例等）の提供を行うとともに，必要な助言を行うべきである。

2. 発達段階に応じた取組について

- 第2章で述べたように，発達段階に応じて子供が読書習慣を身に付けるための取組が行われることが重要である。

(1) 発達段階ごとの特徴等

- 子供が読書を好きになり，自主的に読書をするようになるためには，乳幼児期から発達段階に応じた取組が行われることが重要である。
- 家庭，地域，学校等で具体的な取組が行われるに当たっては，読書に関する発達段階ごとの特徴として例えば以下のような傾向があることを踏まえつつ，乳幼児，児童，生徒の一人一人の発達や読書経験に留意し，取組が進められることが重要である。

① 保育所・幼稚園等の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には，周りの大人から言葉をかけてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに，絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら，絵本や物語の世界を楽しむようになる。

② 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

小学校低学年では，本の読み聞かせを聞くだけでなく，一人で本を読もうとするようになり，語彙の量が増え，文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

高学年では、本の選択ができ始め、そのよさを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める。一方で、この段階で発達が留まったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合があることにも留意が必要である。

③ 中学生の時期（おおむね 12 歳から 15 歳まで）

中学生期には、多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

④ 高校生の時期（おおむね 15 歳から 18 歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる時期である。

- このような発達段階の特徴を踏まえた取組を進めるとともに、特に学校種間の接続期においては、生活の変化等により読書をする者の数が減少する傾向が出ているため、これを防ぐため学校種間の連携による切れ目のない取組が重要である。

(2) 発達段階に留意した取組

① 家庭における取組

- 家庭における読書は、一冊の本を媒介にして親子が話し合う時間を持ち、絆（きずな）を深める手段として重要なものであり、学校、図書館等の連携により、家庭教育支援の取組も活用しつつ行われることが重要である。
- 家庭における読書の推進に当たっては、図書館等がお薦め本のリーフレットを作成したり、それを学校に貸し出したりすること等家庭での活用がされるような工夫が重要である。
- 図書館、市町村保健センター、ボランティア団体等の様々な機関が連携・協力して、乳幼児と周りの大人と一緒に時

間を過ごし、家庭における子供の読書活動の推進を図るきっかけとなるよう、乳幼児への読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡す「ブックスタート」、乳幼児が言葉を獲得するきっかけとしての絵本や物語の読み聞かせや、わらべうたに親しむ活動等が実施されることが重要である。

- 家庭において子供を中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆が一層深まることを目指す活動である「家読（うちどく）」は多くの市町村において実施されているが、このような取組がさらに推進されることが重要である。

②地域における取組

ア 図書館

i 役割

- 図書館は、地域における子供の読書活動を推進する上で重要な役割を果たしており、引き続き、図書館における取組を充実させていくことが重要である。
- 図書館は、図書館法や「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、地域における子供の読書活動の推進における中心的な役割を果たすことが重要である。
- 公立図書館を設置していない市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分考慮し、公立図書館の設置について積極的に取り組むことが重要である。
- 図書館においては、障害のある子供のための諸条件の整備・充実が行われることが求められる。

ii 取組

- 中学生や高校生が気軽に図書館に足を運び、図書を借りたくなるような蔵書の充実、展示、ブックリストの作成等事業の工夫、インターネットを通じた情報発信、施設整備等が重要である。
- 事業においては、読み聞かせ会、ストーリーテリング、読書会、ブックトーク、アニメーション、ペア読書や、書評合戦（ビブリオバトル）など、対象となる子供の特性や実施する場所を踏まえ取組の工夫が行われ

ることが重要である。

- また、子供自身に専門の読書の知識を学んでもらい、地域や学校の読書推進力になってもらう「子ども司書制度」の取組や、「読書コンシェルジュ」の取組等子供同士で行われる取組も重要である。

iii 連携・協力

- 他の図書館や学校図書館との連携・協力体制を強化し、団体貸出しや相互貸借を行うとともに、図書館職員が学校を訪問するなど図書館の持つ力を積極的に発揮した取組を行うことが重要である。
- 絵本専門士等の読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等地域の様々な人々の参画を得ながら、子供が集まる地域の居場所も活用しつつ、子供やその保護者を対象とする取組を行う等地域ぐるみで読書推進に取り組むことも重要である。

iv 人的体制

- 司書及び司書補は、児童・青少年用図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、読み聞かせ等子供の読書活動の推進に資する取組の企画・実施、子供の読書に関する保護者の相談への対応等、子供の読書活動の推進における重要な役割を担っており、司書及び司書補の適切な配置が行われることが重要である。
- 司書、司書補等専門的な知識を有する人材の資質・能力の向上を図るため、図書館法第7条の規定に基づき継続的・計画的な研修が実施されることが重要である。

イ その他

- 国立国会図書館「国際子ども図書館」は、「児童書のナショナルセンター」としての役割を担っており、図書館、学校図書館等との連携・協力を推進することが重要である。
- 公民館の図書室は、身近な読書活動を行う施設として能していることも多いことから、公立図書館と連携し、児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、地域住民と連携・協力し、読み聞かせ等の子供の読書活動の機会を提供する取組の実施に努めることが重要である。

- 放課後や休日に子供たちが集まる児童館，放課後子供教室，放課後児童クラブ等の地域の居場所についても，絵本専門士等地域の様々な人々の参画を得ながら，子供が読書に親しむ取組を行うことが重要である。

③学校等における子供の読書活動の推進

ア 幼稚園・保育所等

- 幼稚園，保育所等においては，幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を促すことが重要である。
- 幼稚園，保育所等において，安心して図書に触れることができるようなコーナーを確保し，保護者，ボランティア等と連携・協力しながら，図書の整備を図ることが重要である。

イ 小学校・中学校・高等学校等

i 役割

- 全ての子供の読書活動を支援し，読書指導を充実することにより，読書の量を増やすことのみならず，読書の質をも高めていくことが学校に求められる役割であることを踏まえ，学習指導要領等を踏まえた積極的な読書活動の推進に取り組むことが求められる。
- 平成 29 年に公示された学習指導要領においては，各学校において必要な言語環境を整えるとともに，国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて言語活動を充実することとされている。あわせて，学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り，児童生徒の自主的，自発的な読書活動を充実することが求められている。
- 小学校・中学校・高等学校等の各学校段階において，児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付け，読書の幅を広げるため，読書の機会の拡充や図書の紹介，読書経験の共有により，様々な図書に触れる機会を確保することが重要である。

ii 全校一斉の読書活動

- 現在多くの学校において朝の始業時間前に読書の時間を設ける「朝の読書」の活動が行われているが，不読率の改善という観点から，このような全校一斉の

読書活動は効果的である。高校においても、自主性を尊重しつつ行われることが重要である。

iii 子供同士の取組

- 子供が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動、読書会、ブックトーク、アニメーション、ペア読書、書評合戦（ビブリオバトル）等¹、子供が自主的に自由な読書を楽しみながら学校や家庭における読書習慣を確立し、更に読書の幅を広げる取組の実施を促していくことが重要である。

iv 障害のある子供の読書

- 障害のある子供は、特別支援学校のみならず通常の学校にも在籍していることを踏まえ、障害のある子供もまた豊かな読書活動を体験できるよう、障害のある子供が在籍する全ての学校の学校図書館整備を図るなど、読書活動支援の推進を図ることが重要である。

v 学校図書館

- 学校図書館については、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、①児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。
- これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割も期待されている。
- 校長は学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい。例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。

¹ 読書会、ブックトーク、アニメーション、ペア読書、書評合戦（ビブリオバトル）の詳細については、14頁参照。

- 学校図書館については、学校図書館資料の整備充実、学校図書館施設の整備、学校図書館の情報化、蔵書の貸出しの促進、子供に本を借りることを習慣化させる取組が図られることが重要である。
- 学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となりうることも踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが重要である。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。
- 図書委員等の子供が学校図書館の運営に主体的に関わることも重要である。
- 学校図書館においては、図書館との連携・協力体制を強化し、相互貸借等を行うことが重要である。

vi 人的体制

- 司書教諭は、学校図書館の専門的職務を掌る職員であり、必ず置かなければならないこととされている。
- 学校司書は、専ら学校図書館の職務に従事する職員であり、学校においてはその配置に努めることとされている。
- 学校司書の配置の充実や、教職員を対象とした研修機会の充実等が図られることが重要である。
- 司書教諭や学校司書のみならず全ての教職員が連携するとともに、保護者や地域のボランティアの協力も得ながら、児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することも有効である。

3. 子供の読書への関心を高める取組について

- 第2章で述べたように、特に高校生の時期の子供の読書への関心を高めるためには、友人等の同世代の者とのつながりを生かし、子供同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動が行われることが重要である。
- 本を紹介したり本についての話合いや批評をしたりする活動は、ゲーム感覚で行えるものもあるほか、「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけになるとともに、本の理解を深めるこ

とつながる重要なものである。

- 本についての話合いや批評をすることは、読む本の幅を広げるきっかけとなったり、他者の異なる考えを知り、それを受容したり改めて自分自身の考えを見つめ直す経験ができたりするといった点でも重要なものである。
- また、例えば既に以下のような取組が各地域で行われてきており、このような取組を参考に推進方策を検討することも重要である。

・読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動である。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。その本の新たな魅力に気づき、より深い読書につながる。

・ブックトーク

相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介すること。テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。

・アニメーション

読書へのアニメーションとは、子供たちとグループ参加型で行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。

・ペア読書

二人で読書を行うものであり、親子や他の学年、クラスなど様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動である。この取組により読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつながるができる。

・書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなかったかを参加者の多数決で選ぶ活動である。ゲームで楽しみながら本に関心を持つことができる。

・「子ども司書」や「読書コンシェルジュ」等の活動

子供が図書館や読書活動について学び、おすすめ本を選定して紹介したり、同世代の子供を対象とした読書を広める企

画を実施したりする活動である。自ら読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役としなり、同世代の子供の読書のきっかけを作り出すものである。

- ・子供同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ等の取組

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のおすすめ本を決める活動である。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながるものである。

- 子供の読書への関心を高めたり、読書の幅を広げたりするきっかけとなるよう、例えば、マンガやアニメ・ゲームといった本以外のものの内容や作者に関連した本から紹介することを含め、個人の読書経験や興味関心に寄り添いながら本を紹介するやり方も有効である。

4. 民間団体の活動に対する支援について

- 第2章で述べたように、都道府県や市町村における取組に加え、民間団体の活動も子供の読書活動の推進にとって必要である。
- 読書活動に関連するボランティアのより広範な活動を促すとともに、民間団体や民間企業等の取組を周知し、社会全体での取組を促すことが重要である。
- 子供の読書活動の推進を図る民間団体の活動をより充実させるとともに、民間団体がネットワークを構築して実施する情報交流や合同研修等の促進を図るため「子どもゆめ基金」²をはじめとした助成等により、これら民間団体の活動を支援することが重要である。
- 都道府県及び市町村においては、域内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組等の状況を把握するとともに、子供の読書活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方策を講ずることが期待される。

² 子どもゆめ基金：独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動に対して助成金を交付する。

5. 普及啓発活動について

- 第2章で述べたように、子供の読書活動に関する優良事例について普及啓発活動が行われることが重要である。
- 「子ども読書の日」を中心とした全国的な普及啓発の推進を行うこと、優れた取組の奨励を行うこと、優良な図書館の普及を行うことが重要である。
- 子供の読書活動が学校、図書館、民間団体、書店等の民間企業等相互の連携により行われるよう、国、都道府県及び市町村が、各種情報の収集、提供を行うことが重要である。
- 国は、子供の読書活動を推進するため、子供が読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践に対し表彰を行うことにより、その取組の奨励を図ることが重要である。